

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和3年6月22日

収支等命令者

佐賀県立うれしの特別支援学校長 園田 泰洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託する業務 学校給食等調理業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和6年7月31日まで
- (3) 業務場所 佐賀県立うれしの特別支援学校
(嬉野市塩田町大字五町田甲2877番地1)

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 入札参加資格確認申請書を提出し、資格審査会により、別紙佐賀県立うれしの特別支援学校 学校給食等調理業務委託業者適格審査基準を満たすと認められた者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の書類を令和3年7月9日（金）17時までに下記の担当所属に提出（郵送の場合は必着）すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 事業者の概要（様式第2号）
- (3) 同種又は類似の業務の実績（様式第3号-1）
- (4) 契約履行実績証明書（様式第3号-2※該当者のみ）
- (5) 担当予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ちの業務の状況（様式第4号）
- (6) 行政処分等調書（様式第5号）
- (7) 社員研修実績（様式第6号）
- (8) 営業概要書（様式第7号）
- (9) 業務実施方針及び手法の概要（様式第8号※様式自由）
- (10) 衛生管理マニュアル（様式第9号※様式自由）

なお、委託の実施にあたって、資格審査会を開き、別紙「うれしの特別支援学校 学校給食等調理業務委託業者適格審査基準」を満たす者かを審査する。審査は前記基準の各項目について、提出された資料から総合的に判断し、「通常必要とする基準又は基準の水準を満たし、概ね良好である状態」と評価された業者を入札参加資格業者として決定するものである。

提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された書類については、入札参加資格業者の選定にのみ使用し、その目的以外には使用しない。記載された個人情報についても、入札参加資格業者の選定にのみ使用し、その目的以外には使用しない。

なお、資格審査結果については令和3年7月27日（火）までに通知する。

参考のため、「業務委託仕様書」「業者適格審査基準」を添付する。

※担当所属 〒849-1425

佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲2877番地1

佐賀県立うれしの特別支援学校 事務室 大淵

電話番号 0954-66-4911

E-mail ureshinotokubetsushien@pref.saga.lg.jp

4 入札説明会

入札説明会は実施しません。質問は7月2日（金）17時までに別添「質問・回答書」により上記担当アドレスあてメールにてお問い合わせください。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び改札の日時並びに場所 令和3年7月30日（金）10時

佐賀県立うれしの特別支援学校 視聴覚室

- (2) 代理人が入札する場合は、別紙の委任状により入札参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする）を持って落札価格とするので、競争入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及

び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。

(5) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(6) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状（代理人が入札する場合）

(7) 入札書の提出方法

入札は入札書により、本人または代理人が持参すること。ただし、代理人が入札する場合は入札前に委任状を提出すること。

(8) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に前記3の担当所属に確認すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(a) 国債又は地方債：額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(b) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債：額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8以内で換算して得た金額

(c) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る）：券面金額

(d) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は補償若しくは裏書をした手形：券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(e) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権：債権証書に記載された金額

(f) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証：その保証する金額

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除される。

(a) 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(b) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金

(ア) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記(イ)

の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除される。

(a) 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(b) 上記(ウ)の(b)に該当する場合

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

ウ 入札参加資格を有する者がなかったとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第一回目を含め2回を限度)を行う。

(6) 予算の減額又は削除に伴う解除

本契約の締結後において、翌年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約解除ができるものとする。

(7) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとする。